

# 政策調整会議の結果について

開催日時	平成26年11月12日（水）午前9時
場 所	印西市役所本庁舎3階 市長応接室
出席者	市長・教育長・総務部長・市民部長・環境経済部長・健康福祉部長・都市建設部長・教育部長・水道部長・総務課長・企画政策課長・財政課長

## 付 議 事 項

整理番号	担当部署	付 議 題 名	結 果
		内 容	
1	市民部 市民税課	<p>印西市税条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>個人の市民税において寄附金税額控除の対象とする寄附金として、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に規定する幼保連携型認定こども園を千葉県内に設置する法人に対する寄附金を追加するもの。現行において幼稚園を千葉県内に設置する法人及び保育園を同県内に設置する法人に対する寄附金を寄附金税額控除の対象としていること、また、千葉県において法人の県民税の寄附金税額控除の対象とする寄附金に同県内に幼保連携型認定こども園を設置する法人に対する寄附金が追加されたことを勘案し、本市においても当該法人に対する寄附金を寄附金税額控除の対象に追加するもの</p> <p>（検討結果）【整理番号1】について承認、原案どおり議会上程</p>	承認 継続審議 却下
2	市民部 国保年金課	<p>印西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>地方税法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第132号）が平成26年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、印西市国民健康保険運営協議会の答申を踏まえて、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の限度額を改正するもので、後期高齢者支援金等課税額の限度額を「14万円」から「16万円」に、介護納付金課税額の限度額を「12万円」から「14万円」に引き上げるもの</p> <p>（検討結果）【整理番号2】について承認、原案どおり議会上程</p>	承認 継続審議 却下
3	健康福祉部 介護福祉課	<p>印西市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について</p> <p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律44号）の施行により、介護保険法（平成9年法律第123号）の一部が改正され、これまで厚生労働省令で定められていた指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を市の条例で定めることとされたことに伴い、当該条例を新たに制定するもの</p> <p>（検討結果）【整理番号3】について承認、原案どおり議会上程</p>	承認 継続審議 却下
4	健康福祉部	<p>印西市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る職員等の基準を定める条例の制定について</p>	承認

	介護福祉課	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）の施行により、介護保険法（平成9年法律第123号）の一部が改正され、地域包括支援センターの設置者が遵守しなければならない基準として、市が定める地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る職員の基準及び当該職員の員数にあつては、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）で定める基準に従い、その他の事項にあつては省令で定める基準を参酌して条例で定めることとされたことに伴い、これらの事項を定めるもの （検討結果）【整理番号4】について承認、原案どおり議会上程	継続審議 却下
5	都市建設部 建設課	印西市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の制定について 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）に基づき千葉県が行う急傾斜地崩壊対策事業について、市が負担する経費の一部に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定により受益者から徴収する分担金に関し必要な事項を定めるもの （検討結果）【整理番号5】について承認、原案どおり議会上程	承認 継続審議 却下
6	総務部 防災課	印西市消防団の設置、消防団の定員、任命、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について 地域防災力の主たる役割を担っている消防団員は、町内会等を単位とした地域住民により構成されておりますが、現在、その構成員たる消防団員の確保が大変困難な状況となっております。そのため消防団員の確保を目的として、消防団に置く団員の種類を基本団員及び機能別団員とし、新たに置く機能別団員の任用条件及び報酬額について規程を加えたもの （検討結果）【整理番号6】について承認、原案どおり議会上程	承認 継続審議 却下
7	総務部 総務課	特別職の職員で常勤のもの、教育委員会教育長及び職員の旅費の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について 市長、副市長、教育委員会教育長その他の一般職の職員の旅費のうち日当を平成27年3月31日まで支給しない特例を定めた条例について、支給しない期間を2年間延長し、平成29年3月31日までとする条例改正を行うもの （検討結果）【整理番号7】について承認、原案どおり議会上程	承認 継続審議 却下
8	総務部 総務課	特別職の職員で非常勤のものの旅費の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について 特別職の職員で非常勤のものの旅費のうち日当を平成27年3月31日まで支給しない特例を定めた条例について、支給しない期間を2年間延長し、平成29年3月31日までとする条例改正を行うもの （検討結果）【整理番号8】について承認、原案どおり議会上程	承認 継続審議 却下
9	総務部 総務課	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について 人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に準拠し、本条例を改正するもの 改定内容 （1）世代間の給与配分の見直しの観点から若年層に重点を置いて給料月額を引き上げるもの （2）交通用具使用者に対する通勤手当について、使用距離の区分に応じ100円から7,100円までの幅で引上げるもの （3）勤勉手当の支給月数を0.15月分引上げるもの （検討結果）【整理番号9】について承認、原案どおり議会上程	承認 継続審議 却下
10	総務部	特別職の職員で常勤のもの及び教育委員会教育長の給与の特例に関する条例を廃止する条例の制定について	承認

	総務課	職員の給与引下げを考慮し、市長及び副市長並びに教育委員会教育長の給与を平成15年1月から12年間にわたり3パーセント減額して支給してきたが、職員給与の引上げ状況等を勘案し、本条例を廃止するもの (検討結果)【整理番号10】について承認、原案どおり議会上程	継続審議 却 下
--	-----	--	-------------